

下水道使用料改定案に関するパブリックコメント等の実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございます。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1.パブリックコメントについて

(1)意見募集の期間 2025年(令和7年)7月7日(月)～8月12日(火)

(2)意見の数 24件

(3)意見提出人数 4人(持参1人、FAX1人、メール2人 / 個人4人)

(4)市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	4件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	13件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	4件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	3件
合計		24件

(5)意見の内容と市の対応

整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
1	下水道会計にかかる累積欠損金が発生したのは令和元年ですが、これは下水道会計に地方公営企業法を適用した結果見えるようになっただけであり、実際はより長年の累積によるものです。そのことを踏まえれば、累積欠損金はより長い時間をかけてゆるやかに解消していくべきものではないでしょうか。	■	1件	下水道会計に地方公営企業法を適用した結果見えるようになった欠損金については、特別会計時代でも使用料収入で歳出を賄っておらず、いわゆる赤字経営ではあったが、欠損金の分を一般会計から補填をしていたため、決算上欠損金が顕在化することはありませんでした。そのため現在の累積欠損金は、地方公営企業法を適用した令和元年度から積み上がったものになります。 今回の改定は単年度の欠損金を解消し、使用料で賄うべき経費を使用料で賄えるようにするための改定となりますので早急に改善が必要があると考えております。累積欠損金解消のための次回改定については、社会情勢等を考慮し、慎重に検討いたします。

2	近年国内では、生きていくうえで必要な様々なものが値上がりしています。そのような中、提案されている値上げ率は子供がいる世帯では高く、対応が厳しいです。値上げがやむを得ないのであれば、先に予定されている令和11年も含め、より緩やかな値上げ率にしていきたいです。	■	1件	下水道使用料は、水量が多い世帯に対して多く負担していただく累進制を採用しております。ただし、逗子市下水道事業運営審議会において、一般家庭世帯への負担を配慮した使用料体系として答申を受け、今回の改定の料金表を作成しており、使用水量の多い子どものいる世帯の使用者の皆様にはご理解いただきたく存じます。また、改定率を緩やかにすることは、単年度の不足額を後世へ先送りにするということになります。まずは、単年度に必要な経費を、単年度の収入で賄えるようにするという主旨の改定にご理解ください。
3	下水道の更新は必要なことは、下水道を敷設した時からわかっていた事です。今後、市内様々なインフラも更新が必要かと思えます。それらについて今回のように市民に急激な負担がかからないよう、分散した長期計画を望みます。	■	1件	今後、処理場の再整備も控えており、ストックマネジメント計画などと連携させ、長期的な計画を策定していく予定です。また、これらの資金調達にあたっては、国や県の補助金に加えて、起債などを活用し、皆様の負担を平準化できるように努めてまいります。
4	このたびの下水道料金改定には、財務健全性の観点から概ね賛成する次第ですが、大幅な値上げにあたり、これを機に下水道料金 福祉減免要綱を規定し、現状、減免対象とされていない障害者世帯の負担軽減に配慮することを意見として申し添えます。	■	1件	下水道事業は水道事業などと同様、独立採算制をとっています。このため、事業運営に要する経費を使用料収入で賄うことが原則となるため、いただいたご意見のような障がい者世帯等に対し負担を軽減することは、累積欠損金を抱えている現状では他の下水道使用者にその分を負担していただくことになってしまい、適切でないと考えます。したがって、現時点では、障がい者世帯等を減免対象にできない旨ご理解願います。なお、特別養護老人ホームが減免対象であるのは、社会福祉法第2条第2項第1号から第5号に掲げる第1種社会福祉事業に係る社会福祉施設のうち入所ができる施設であり、各個人の生活の場であるにも関わらず、施設毎に一契約者となっているため使用水量が多くなってしまい、下水道使用料が累進制を採用していることから、結果的に使用水量が大きくなると高額な負担が生じることになるため、それに対する軽減措置になります。
5	特養のみならず、障害者世帯への配慮がなされ、水道使用の必然性と実態から、障害者施設や世帯を減免対象とする検討を願います。			
6	Ⅱ 逗子市の下水道事業 5経営の基本方針について(資料5ページ)、8つの経営方針に切迫性が指摘されている大規模地震に備えての耐震化の取組が設定されておらず、実際に災害が起きた場合でも持続的かつ安定的に下水道サービスが提供されるのか不安です。	■	1件	ご指摘の「切迫性が指摘されている大規模地震に備えての耐震化の取組の設定」につきましては、経営の基本方針④の「適切で計画的な事業執行」及び⑥の「効果的な投資」要素に包含されているものとなりますが、わかりやすさに欠けている点につきましては真摯に受け止めるところであります。具体には、持続的かつ安定的に下水道サービスが行えるよう、老朽化対策も含め、個別の地震対策計画の中で想定し得る地震災害に関する投資予測(対策費)については見込んでおります。
7	Ⅱ 逗子市の下水道事業 5経営の基本方針について(資料5ページ)、施設の老朽化が深刻であれば八潮市で起きた大規模陥没事故が逗子でも起きる可能性があり、災害時でも迅速に対処できる人材を早急に育成されることを切望します。	◆	1件	ご指摘いただいた人材の育成に関しましては、経営方針の⑧にも掲げているとおり、下水道管理者として、いわゆる「ヒト」、「カネ」、「モノ」の視点として、重要視すべきものと認識しております。
8	Ⅲ 下水使用料改訂について 1使用料改定案 (2)使用料改定率(資料5ページ)について、県営水道は水道使用者の負担を軽減するため、令和6年10月から3年かけて平均22%値上げに至るまで段階的に水道料金を改定することとしました。下水道使用料も市の物価高騰対策の一環として段階的に改訂されることを切望します。	■	1件	上水道の使用料改定の目的としては、「水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震に備えた水道施設整備等を着実に進めるため」とされており、決算においても当年度の欠損金を計上していません(県営水道ホームページ参照)。一方、当市の下水道使用料改定は資料5ページの経営方針①②の達成に起因するものであり、まずは単年度の欠損金を解消することが目的です。したがって、上水道と下水道の経営状況の違いをご理解いただき、単年度の欠損金を早急に解消すべきと判断した結果であることをご理解ください。

9	IV使用料改定の効果について(資料8ページ)、令和9年度決算において140%の使用料改定を行うことで累積欠損金がいくら圧縮されるのか表からは読み取れないので、令和11年度にはどの位改定されるのか不安です。	■	1件	令和8年度の改定では、単年度欠損金の解消を目的とし、平均改定率140%としましたが、次回令和11年度における累積欠損金の解消を目標とした改定につきましては、社会情勢等を考慮し、慎重に検討していきます。
10	IV使用料改定の効果について(資料8ページ)、経営の基本方針でうたわれている「安全・安心で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供する」には、人為的に計算された指標や一律に決められた耐用年数から算定された減価償却費に囚われず、むしろ数値化が難しい顧客満足度＝安心感を向上させることの方が重要ではないでしょうか。	■	1件	他市町村において下水道管にかかる事故等が取り上げられている昨今において、市民の安心感につながる施策は非常に重要と考えます。予防修繕やこまめな点検等にかかる費用を確保するためにも健全な経営とするための使用料改定は必要と考えますのでご理解ください。
11	IV使用料改定の効果について(資料8ページ)、切迫性が指摘されている大規模地震が発生した場合、市地域防災計画によれば「被害状況によっては利用者に下水道の使用制限を要請する」ことになっていますので特に避難所運営において、し尿処理をどうするかが深刻な問題となっています。もちろん対策本部が設置される市役所においても同様ではないでしょうか。	■	1件	ご指摘のとおり、災害の規模(被害状況)によっては、市地域防災計画に示しますように、下水道の使用制限を要請する場面も想定されますが、現実的には、トイレの使用制限は最終段階のものと考えており、その他の風呂、台所等の排水抑制のご協力要請からと考えます。
12	現下水処理場は海の埋立地に立地していることから壊滅的な被害状況が想定され、施設の耐震化、津波対策、液状化対策を行うにしても相当な費用と時間を要することが想像できます。それなら短期的な対策として市役所を含む防災拠点に合併浄化槽か自己処理型トイレを設置する、仮設トイレ(快適トイレ)、トイレカー、バキュームカーを購入する等の現実的で安心できる対策を提案します。	■	1件	ご指摘のとおり、沿岸に位置する現下水処理場(浄水管理センター)については、現状、津波、地震に対する脆弱性リスクがございます。これら課題の解消に向けた取組みについては処理場の再整備として計画的に進めているところでありますが、あわせてご意見いただいた内容につきましては、庁内関係部署とも共有のうえ、参考とさせていただきます。
13	IV使用料改定の効果について(資料8ページ)、使用料収入の増減に係わらず何%かを「災害時でも迅速に対処できる人材育成」と「安全・安心で快適な下水道サービスが災害時でも提供される」ことに充ててもらえることを切望します。	■	1件	使用料をあてるべき経費である収益的支出において、災害対策等の研修を受けるための負担金等人材育成に係る経費は見込んでおります。
14	資料2ページの(2)経費負担の原則では、「雨水に係る経費は一般会計繰入金などの公費、汚水に係る経費は私費である使用料を充てるという原則」(以下、「公費負担」「私費負担」という)を掲げる。これは大雑把に言えば下水処理施設における雨水量と汚水量の総処理量の負担額は雨水と汚水の比率での按分と解されるが、雨水量、汚水量及び総処理量並びに資料各処理費用額も示されていない。経費負担の原則に従った実績であるか否かを判断するうえで基本的な観点であり、料金改定の可否を判断に必須不可欠である。訂正の上の再度の説明を求める。	▲	1件	令和5年度決算における処理水量とその経費については次のとおりです。 ・年間総水量 8,925,528㎡(うち雨水 1,307,238㎡、汚水 7,618,290㎡) ・費用総合計 1,836,865千円(うち汚水処理経費 911,915千円、雨水処理経費 274,812千円 他) 詳細については、整理番号25で示しておりますのでご覧ください。

15	資料2ページⅡ1の概要では「人口減少に伴う使用料収入の減少や、物価上昇による経費の増加等により」46,400万円の累積欠損金が発生したとし、欠損金は①人口減少と②物価上昇する。ところが、資料3ページ上段収入推移の表では令和元年対比同5年では使用料は118.5%となっており収入は増加している。また、同頁中段人口推移の表では同じ期間の令和元年対比同5年では人口は98%、有収水量は97.3%でありほぼ人口減少に比例した有収水量の減少を示している。長期的には人口減少が使用料収入の減少に比例するとしても、5年程度の期間では数%の減で収まるものと見込まれる。次に物価上昇だが、総務省統計局発表の令和7年6月分の2020年基準消費者物価指数全国2025年6月分によると総合指数で111.7となっている。直近5年間の消費者物価は11.7%であり、污水处理費用増大の一因ではあるものの、40%の値上げの根拠とする説得力はない。	□	1件	40%の改定率の根拠は令和9年度の污水处理経費と有収水量から経費回収率の100%達成できる数字としています。一律的な物価上昇や有収水量の減少だけでなく、ストックマネジメント計画に戻っていた修繕や更新にかかる費用(減価償却費として反映される)も加味して、令和9年度に1,015,844千円の污水处理費が賄えるようにと試算しました。また、令和元年対比同5年では使用料は118.5%となっているのは令和4年7月に使用料を改定したことによるものです。
16	資料3ページの経費増加では「動力費は令和3年度と令和5年度を比較すると約31.7%上昇」とするが、令和4年度と同5年度を比較するとむしろ動力費は減少している。これは動力費の増加を過大に見せようとするもの以外の何物でもない。電気料金は原油価格の動向や為替相場の影響で大きく変動するので上昇率の高い短期間を切り取って今後も同様の傾向になるかの如き比較は不適切きわまりない。	▲	1件	令和5年度は国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、動力費が抑えられましたが、それでも令和3年度と比較すると大きく高騰していることがわかります。今後いつまで国による補助事業が続くか不明確であるため、上昇率は見込む必要があると考えます。
17	資料4ページの経営指標の表では経常収支比率などの数値を示すが前提となる分母と分子の額が示されず、結果を鵜呑みにせよとするに等しい。污水处理原価150.09円とするが処理費と処理量も示されず、原価150.09円の算出もできない。同ページの指標の解説(4)では「污水处理原価:污水处理費/年間有収水量」とするが数値が示さず確認できない。同解説(3)では「污水处理費(公費負担分を除く)」とするが解説(4)では単に「污水处理費」とするのみで公費分がどうなるのか記述が無い。污水处理量と有収水量の開差の有無もこの資料では判断できない。 なお、同解説末尾の本市の状況では「下水道事業への着手が早い(中略)減価償却費が高額」とするが、古い施設物品であれば取得原価は安く、耐用年数経過で償却済みも出てくる筈であり、施設更新がなければ今後の減価償却費は減減する。	▲	1件	資料4ページの主な経営指標としては、次のとおり算出しております。 (1)経常収支比率(%)＝経常収益:1,749,010千円/経常費用:1,836,865千円×100 ＝95.217...≒95.22 (2)累積欠損金比率(%)＝当年度未処理欠損金:463,616千円/(営業収益:974,186千円-受託工事収益:0円)×100＝47.590...≒47.59 (3)経費回収率(%)＝下水道使用料:757,502千円/污水处理費(公費負担分を除く):911,915千円×100＝83.067...≒83.06 (4)污水处理原価(円)＝污水处理費(公費負担分を除く):911,915千円/年間有収水量:6,075,797㎡×100＝150.089...≒150.09 上記は「令和5年度地方公営企業決算状況調査」で算出した数値から、県がとりまとめて作成している経営比較分析表から引用しております。市ホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧ください。 なお、ご指摘の同解説末尾の部分については、着手が早い(中略)更新等にかかる費用もすでに発生しており、減価償却費が高額であることを示しています。
18	資料5ページの経営の基本方針では「経常収支比率100%」「経費回収率100%」「累積欠損金解消」掲げ、今後の見通しでは「耐用年数を超えた施設の(中略)の修繕など(中略)の財源」として「使用料(私費)で賄う」とする。各100%目標及び欠損金解消は目標としては是認できるが事業会計として独立させて以来の未達目標で、ある程度の期間を以て達成すべきものである。また、耐用年数を超えた施設は従来からの減価償却累計額が資産に計上されている筈で、その更新財源は事業会計独立時に措置されている。もし残存価格の資産を計上し減価償却累計額を措置していないなら、事業会計独立当初の仕分けミスであり発足当初から欠損金を背負わせるに等しい。減価償却費を無視した財源論には猛省を求める。	◆	1件	企業会計移行時には、固定資産は、移行時に残存価格を取得価格として新たに取得したものととして固定資産として計上しているため、移行時の減価償却累計額は0円になります。総務省からの通知に基づき適切に措置しております。

19	資料5ページの改定率では「今回の改定では改定率140%が必要」とし、資料6ページの改定案では基本額と加算額の一覧表を提示するが、基本額と加算額の関係について何の説明もない。	□	1件	下水道使用料は基本料金と従量料金からなり、この料金表でみると基本額が基本料金で、加算額が従量料金にあたります。固定費(下水道管や処理場の維持費用)は基本料金で、変動費(下水道に流された汚水量に比例して発生する費用)は従量料金で賄うのが基本となります。しかし、下水道事業は処理場のような施設を管理しながら事業を行いますので、施設の維持管理にかかる固定費が大きくなる傾向があり、固定費のすべてを基本使用料の収入で賄おうとすると基本使用料が高額になってしまいます。今回の改定においては、一般家庭世帯への配慮をし、基本料金と従量料金のバランスを考え、資料6ページ示したような料金体系としました。
20	基本額は8㎡までが同額であり、加算額では水量区分15㎡まで、30㎡までの5㎡刻み、50㎡までの10㎡刻み、以下順次100㎡まで、500㎡まで、500㎡まで、5000㎡まで、10000㎡まで、10000㎡を超えると無制限の12区分を設定するがこの区分間隔の意味が分からない。基本額は0～8㎡を同額とするが節水努力をしたであろう5㎡までの利用者が一定数(米軍を除く調定件数168904件に対し5㎡までの件数30722件、約18%)いることを考えると8㎡まで同一額とする基本額の設定は逆進性を無視するものである。 資料5ページの使用料の表の下の説明では「一般家庭への負担を考慮」とし25㎡超区分を140%値上げの基準区分とし通減、通増の使用料区分を設定するが、水量区分500㎡の次がいきなり5000㎡、10000㎡、10000㎡超のかなり粗い区分設定で、資源消費の抑制を指向する視点が欠如している。米軍と浄化センター以外の事業者の月平均使用量は1500㎡以下であり、500㎡超5000㎡区分では節水の動機付けにならない。AIの進展で電力需要増大が見込まれる現状では下水処理に係る電力消費減指向の区分設定が必要である。 そこで、基本額については神奈川県水道局の基本料に符合する4㎡、あるいは切よく、5㎡に変更し使用料600円(処理原価150円の負担)を提案する。加算額については30㎡までは5㎡刻み、100㎡までは10㎡刻み、500㎡までは100㎡刻み、次は1000㎡、次は2000㎡、3000㎡、5000㎡、10000㎡まで、10000㎡超の区分設定を提言する。この措置で逆進性の緩和と省資源の促進が図れる。	▲	1件	今回の使用料の料金体系に関しては、県営水道の基本水量の引き下げを受け、逗子市下水道事業運営審議会でも審議をしましたが、他市町との比較ができることや、基本水量を下げることにより安定的な経営が損なわれる可能性があることから現料金体系の踏襲をすることしました。ただし、今回の使用料改定の検討を行う際には、他市町の動向を加味して、料金体系についての審議をすることとなっています。
21	資料7ページの新旧料金表注意書き2番目の※では「特別養護老人ホームは、表示金額から40%の減免」とするが、この減免は福祉政策であり原因者負担を本旨とする私費負担の原則に反するものであり一般会計において措置すべきものである。本来は事業会計独立時に一般会計での措置とすべきであった。同様の理由で生活保護にかかる使用料免除の廃止も正当であり速やかに廃止すべきである。これらの減免額は昨年実績789万円余で事業会計独立以来の所要額は累積欠損金の一部となっている。	□	1件	特別養護老人ホームの減免理由は前述のとおり。 生活保護世帯の減免についてはご指摘のとおりであると考え、今回廃止します。
22	資料8ページの効果表では令和9年度で経常収支比率102.3%、経費回収率103.8%を見込み、累積欠損金解消のために同11年度に更なる料金改定を予定している。今次改定自体がわずか5年の間隔で40%(年平均8%)の極端な値上げを提案するにもかかわらず、次は3年の間隔での値上げを目論む。この間の物価上昇率や賃金上昇率、年金上昇率などを看過した市民生活無視の提案としか思えない。現状において欠損金と声高に喧伝するが、減価償却費充当不足に過ぎず、キャッシュフローに問題があるわけではない。性急に累積欠損の解消を急ぐ必要は見いだせない。	■	1件	総務省からの通知により、今後3～5年おきに改定の必要性について検討することとなっています。経営戦略においては、令和11年度の改定を予定するものとしていますが、改定の必要性から慎重に検討していくこととしており、改定が必要と判断した場合においても、今回の改定を踏まえておりますので、改定率は抑えられると見込んでいます。また、現在はキャッシュフロー上問題はありませんが、今後老朽化の進んだ管渠の更新や処理場の再整備にあたり、大きな支出に備えて内部留保資金を確保しておく必要があると考えます。

23	「使用料収入の増加等により利益を積み立て(中略)建設改良費に充当」などというが、累積欠損金が解消されれば設備投資の原資になる筈で「利益の積み立て」の意味不明。公営事業で利益追求など言語道断である。浄水処理場建替費用確保の意味であるならば、まずもって予定工事の概要と所要額の概算を示し、事業会計と一般会計の各負担額とその基準を示したうえで丁寧な検討をすべきである。	□	1件	内部留保資金としておくことで今後見込まれる再整備や緊急時の対応等に備えることができます。ご指摘の「利益の積み立て」という文言については、今回の改定の目標「経常収支比率100%」及び「経費回収率100%」を達成することで単年度欠損金を解消し、余った純利益を内部留保させて資金として積み上げるという主旨です。また、処理場再整備に係る費用の確保については、現時点では、令和3年度の基本構想の段階の試算であり、国や県の補助金や一般会計からの繰入金等の資金のことを含めた計画を今後検討する予定です。
24	資料3ページの3「包括委託による経費削減や更新時における省エネ機器の導入」と記述するが、これは契約上当然のことであって企業努力にはあたらない。不用品の洗い出しや処分により減価償却費を圧縮する努力や一般会計が負担すべき費用の精査、人口減少を勘案した設備のスリム化、工事の優先順位付などを検討すべきである。	■	1件	現在もマンホール蓋の販売や鉄くずの売却等、収益の確保に努めておりますが、今後も引き続き実施していきます。また、処理場の再整備にあたっては、令和3年度の基本構想でも示している通り、人口減少を考慮した規模の再整備とする予定です。工事においてもストックマネジメント計画に基づき、優先順位をつけて実施しておりますが、緊急的な修繕等に備えるための資金は必要と考えます。
25	資料では雨水は一般会計、汚水は事業会計としたうえで汚水処理原価150.09円とするが処理量についての記述がない。処理場に流入する水量の発生原因は、通常、雨水、水道水、地下水のみと考えられる。有収水量は水道水と届け出られた地下水となるが、逗子市においては地下水はほとんど無視できる程度と考えられ、雨水と水道水で考えればよい。 さて、資料には不明水の記述は皆無であるが、「令和5年度逗子市下水道事業報告及び附属明細書」24ページ(1)業務量の表には、年間総処理水量8,925,528、汚水水量7,618,290、雨水水量1,307,238、年間有収水量6,075,797、単位m ³ とある。汚水と雨水の和が総処理水量であり、汚水と有収水量の差が不明水量1,542,493m ³ となり総処理水量の17.3%になる。 ちなみに総処理水量に対し汚水水量は85.4%、雨水水量は14.6%、有収水量は68.1%である。ところが、逗子市下水道事業運営審議会令和6年度第1回の資料3「令和5年度決算見込み」8ページ(5)汚水処理原価では、汚水処理費911,915千円、雨水処理費274,812千円、合計1,186,727千円とする。汚水処理費は76.8%、雨水処理費は23.2%である。処理単価が同一であるなら資料と処理費の構成は同一になるが、処理費の構成比では雨水にかかる処理費比率が水量比率を8.6ポイント上回る。これは上記不明水17.3%を雨水8.6ポイントと汚水8.7ポイントに分割した結果と思われる。 上述のように地下水を無視すれば不明水は雨水と水道水由来であり、水道水は検針結果で不動のものとすれば不明水のほぼ全量は雨水に起因し、その全量を雨水処理費に計上すべきものである。再検討の要あり。	◆	1件	令和5年度の処理水量については次のとおりになります。 ・年間総水量 8,925,528m ³ (うち雨水 1,307,238m ³ 、汚水 7,618,290m ³) ・汚水量(7,618,290m ³)のうち 有収水量 6,075,797m ³ 、計画汚水に係る地下水量 1,372,921m ³ 、不明水 169,572m ³ 以上から、年間総水量のうち1.9%が不明水量ということになります。 また、令和5年度の処理経費については次のとおりで、 ・費用総合計 1,836,865千円(うち汚水処理経費 911,915千円、雨水処理経費 274,812千円、その他経費 150,961千円、長期前受金戻入分 499,177千円) また、不明水処理経費に関しては 4,921千円(汚水処理経費のうち不明水処理に係る動力費等の1.9%)となりますので、費用総合計のうちおよそ0.27%が不明水処理費用の割合になります。 加えて、不明水処理に係る経費については、総務省の「令和5年度地方公営企業繰出金について(通知)」に則り基準内繰入金対象となる経費になるため、雨水処理費としては計上されませんが、税金で賄われるべき経費に含まれ一般会計から繰り入れております。
			24件	

2. 市民説明会

(1) 日時、場所

日時	場所	参加人数
2025年(令和7年)8月2日 15時～16時半	市役所 5階会議室	4人

(2) 意見の数 13件

(3) 意見等の内容と市の回答・考え方

整理 番号	意見等の内容	市の回答・考え方
1	令和元年度決算時から欠損金が生じているが、それ以前から慢性的に欠損金はあったのか(資料3ページ)	特別会計時代は、歳入と歳出の差は、一般会計からの繰入金で埋めていたので、欠損金という概念がなく、令和元年度に公営企業会計に移行してから欠損金という考え方が発生しました。
2	今回の使用料改定の時期の根拠となるものはあるのか？	令和元年度に企業会計に移行して欠損金が見えたことにより、令和4年度に使用料改定を行いました。想定以上の有収水量の減少や、物価高騰による維持管理費の増加が要因となり、改定の目的であった欠損金の解消に至らなかったため、今回再度改定することとしました。
3	収入が下がっているという説明は認識違いなのでは？(資料3ページ)	令和4年度に使用料を改定したことで使用料収入は上がっています。しかし、今後有収水量の減少により、また減少していくことが予想されます。
4	一発で累積欠損金を解消するのはいかなものか	今回の改定は累積欠損金の解消が目的ではなく、単年度の欠損金の解消が目的です。令和9年度の污水处理費を、令和9年度の使用料収入で賄えるように試算しています。
5	単身者について、若者と高齢者への負担の違いを考えないといけないのでは	負担感の違いはあるかと思いますが、使用料の徴収において切り分けることは難しいものと考えます。
6	小売店などの商業関係の声は聴いているのか？	大口利用者には、パブリックコメントの募集開始の時に個別にパブコメ資料とともに通知を出して周知し、意見を募集しました。

7	上水道と併せたものを見せてほしい、そうでないと市民一人ひとりの負担感というのを示さないといけないのでは？	神奈川県が所管となる上水道料金は3段階(①R6.10②R7.10③R8.10)で改定を予定されています。①の際に口径別になったため、下水道と併せて示すのが難しいですが、例えば、上水道において、40㎡/2月、家事用、口径20mmの条件であれば、下水道の改定と同タイミングである③の改定では+154円/2か月(税込み)であり、本市の下水道使用料の改定後の料金+1421円/2か月(税込み)と併せても1,575円/2か月(税込み)の増加となります。市民の皆様にご負担おかけすることにはなりますが、上水道の料金改定に配慮して下水道を値上げしないことは、待ったなしの下水道事業会計として成り立たなくなってしまうので、ご理解いただけるよう丁寧に説明していきます。
8	生活保護受給者の減免を使用料改定と併せて廃止としているが、負担感を考慮しないのか。	光熱水費を含んだ生活保護費が支給されている以上、受益者負担の原則の観点から下水道料金を減免する理由にはならないと考えています。また、下水道使用料含む物価の高騰については生活保護費の引き上げ等福祉の面で配慮されるものと考えています。生活保護受給者の減免については、市長権限のもと行っているものですが、使用料の改定同様、十分な周知期間が必要と考え、使用料改定と同時期としました。
9	処理場再整備の工事が始まれば、使用料が三倍とかになるのでは？	処理場再整備にかかる費用は原則、国庫補助金及び起債で賄います。「減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた分は収益的収支に影響してきます(使用料で賄う対象となる)が、再整備にあたり、起債の対象とならない委託の財源や起債借入額の軽減のための財源としてプールされた現金を活用していくため、必要な経費と考えます。使用料については国から3年～5年おきに適正な料金を検討することが求められているため、段階的に慎重に検討していく予定です。
10	市全体の話、下水道使用料の増額分の給付金を考えているのか	現時点では検討していません。
11	特養以外にも障がい者施設やグループホームなどは減免にならないのか	逗子市公共下水道使用料事務取扱基準において、以下のとおり定めております。社会福祉法第2条第2項第1号から第5号に掲げる第1種社会福祉事業に係る社会福祉施設のうち入所施設があるもの。使用料の40%を減免する。上記に該当するのが、逗子市内においては特別養護老人ホームの3事業者のみです。また、入所施設に限定していることについては、上記回答を参照してください。(パブリックコメント整理番号4、5の回答)
12	他市町との比較のグラフで、逗子市は2番目になるが、平均並みとなるという根拠はなにか。	県内の複数の市町村において、審議会等で値上げについて議論している状況です。国から3年～5年ごとに使用料の適正化について検証するようガイドラインが出ているため、各自治体においても社会情勢に併せて改定していくと見込んでいます。
13	市民説明会の出席率についてはどう考えるか。	住民協で改定の趣旨やパブコメを実施している旨、説明会の実施について周知をし、市民への周知も依頼しました。それを踏まえてこの人数の出席なので、もっと他に周知の方法があったのではないかという反省はあります。また、住民協で説明していく中でのご意見だと、改定について理解していただいている市民も一定数いたように感じています。